岐阜市自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業実施要領

令和 5年 5月18日決裁

（趣旨）

第1条　この要領は、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業に係る補助金（以下「自給飼料生産基盤拡大緊急対策補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号）及び岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱（平成11年3月25日決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の額）

第2条　自給飼料生産基盤拡大緊急対策補助金の額は、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業実施要領（令和4年7月13日畜第256号農政部長通知。以下「県要領」という。）第6の1の⑴及び⑶による岐阜県の補助額（以下「県補助額」という。）に第3条の規定による加算額を加えた額とする。

（補助金の加算）

第3条　県補助額に2分の1を乗じた額以内の額を予算の範囲内で加算する。

（その他）

第4条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和5年5月18日から施行する。